

公益財団法人 土佐育英協会
平成30年度 奨学生募集要項



当協会では、平成30年度の奨学生を下記により、年2回募集します。

ホームページ QRコード

1. 奨学金の種類・金額等

募集人員	給付・貸与区分	貸与期間	奨学生区分		貸与月額
50人程度	貸与 (無利息)	平成30年4月に入学※1 又は進級する下記3の(1) の本文に記載する学校※2 の正規の修業期間を終了する 月まで	専修学校奨学生 (修業年限が2年以上の 専門課程)	高知県内に所在する 私立	60,000円
			短期大学奨学生	国・公立	51,000円
				私立	60,000円
			大学奨学生	国・公立	51,000円
				私立	64,000円

※1 入学：転・編入学を含む。 ※2 3の(1)の本文に記載する学校：以下「大学等」という。

2. 募集期間

【第一次募集】

平成29年10月2日(月)から平成29年12月15日(金)までとします。

(平成29年12月15日17時までに当協会事務局に持参したもの、又は郵送の場合で同日までの消印のあるものは、受け付けます。)

【第二次募集】

平成30年2月13日(火)から平成30年4月10日(火)までとします。

(平成30年4月10日17時までに当協会事務局に持参したもの、又は郵送の場合で同日までの消印のあるものは、受け付けます。)

3. 応募資格

次の(1)～(4)のすべての要件を満たしていること。

- (1) 学校教育法に基づく専修学校(修業年限が2年以上の専門課程で高知県に所在する私立の専修学校に限る。以下同じ。)、短期大学及び大学(大学院を除く。以下同じ。)に平成30年度に進学又は在学する者であること。

ただし、次の者は応募することができません。

- ① 外国大学の日本分校に進学又は在学する者
- ② 通信により教育を行う課程、別科及び専攻科に進学又は在学する者

- (2) 高知県内に住所を有する者の子弟であること。

(注) 高知県内に住所を有する者の「者」とは、父母又はこれに代わる者(以下「父母等」という。)をいいます。

- (3) 人物及び学業成績が優れ、かつ、学資の支弁が困難と認められる者であること。

(注) 学資の支弁が困難と認められる者とは、1年間の父母等の認定所得額が、収入基準額以

下の者とします。（「認定所得額の算定方法・収入基準額について」参照）

- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、又は母子父子寡婦福祉資金貸付制度の修学資金の貸与を受けてないものであること。

(注) 日本学生支援機構の奨学生・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の修学資金との併願はできますが、併給はできません。これらの修学資金の貸与を受けることとなったときは、選択していただきます。土佐育英協会奨学金を辞退する場合は、辞退届を提出し奨学金の重複分を直ちに返還していただきます。

4. 奨学金の返還

奨学金は、無利息とし、貸与を終了した月の翌月から起算して1年を経過後、15年以内に年賦、半年賦又は月賦により、当会の理事長が指定する金融機関の口座へ振込の方法で返還しなければなりません。ただし、貸与した総額を15で除して得た額が6万円未満の場合は、1年間の返還額は6万円（最終返還年を除く。）となります。

貸与した全額又は一部を、いつでも繰り上げて返還することができます。

(注) 返還が遅延した場合は、年5%の延滞利息が付きますので、ご注意ください。

5. 奨学金貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金貸与の休止・停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業成績の不良又は性行などの状況により奨学生としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 転学又は退学したとき。
- (4) 傷い疾病などにより成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 父母等が高知県外に転居（単身赴任を除く。）したとき。
- (7) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (8) 上記に掲げるもののほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

6. 出願書類

- (1) 高等学校卒業見込者及び過年度卒業生で進学していない者（第一次募集の推薦入試合格者及び第二次募集者）は、次の書類を当協会事務局へ持参するか郵送してください。
 - ① 土佐育英協会奨学生願書（所定様式）
 - ② 大学等の合格通知書の写し又は入学許可書の写し
 - ③ 同一世帯家族全員の住民票の写し（原本）
 - ④ 父母等の所得に関する証明書（別表1参照）
 - ⑤ 高等学校長の奨学生推薦調書（所定様式）※開封無効

※第一次募集の一般入試予定者は、②の書類については、合格が確定次第提出してください。（提出期限は第二次募集期限までとし、提出されない場合は、奨学金の合格内示は取消しとなります。）

- (2) 大学等の在学者で進級する者は、次の書類を当協会事務局へ持参するか郵送してください。
 - ① 土佐育英協会奨学生願書（所定様式）
 - ② 同一世帯家族全員の住民票の写し（原本）
 - ③ 父母等の所得に関する証明書（別表1参照）
 - ④ 在学を証明する書類

- ⑤ 学業成績証明書（平成 29 年度前期分まで）
 - ⑥ 奨学生応募者調書（所定様式）
- (3) 高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学する者、転入学・編入学する者、大学等を卒業後新たに大学等に進学する者、以上に該当する者は出願書類について、当協会事務局（088-873-8956）へお問合せください。

7. 願書の提出先

〒780-0870

高知市本町4丁目1-49 高知県文教会館2階
公益財団法人土佐育英協会事務局

協会位置図

QRコード



8. 奨学生の選考及び決定

- (1) 公益財団法人土佐育英協会奨学生選考委員会において、出願書類をもって奨学生を選考のうえ、当協会理事長が奨学生を決定します。
 - ・選考は、学力・家計の基準値を目安に、人物・特殊事情等を含め総合的に判断します。
 - ・家計基準は、3応募資格-(3)のとおりです。
 - ・学力基準は、貸与開始年度の学年が1年生の場合、高等学校の成績は平均3.2以上とします。(高等学校卒業程度認定試験合格者の場合、当該認定試験の成績でB以上が50%以上とします。)
 - ・貸与開始年度の学年が2年生以上の場合、申請時までの全履修科目の成績で良(B)以上が50%以上とします。
- (2) 選考結果については、奨学生を決定次第、本人に通知します。
採用にならなかった者にも、その旨をお知らせします。
- (3) 奨学生選考委員会開催
 - 【第一次募集】 平成29年12月下旬までに開催予定
 - 【第二次募集】 平成30年5月中旬までに開催予定

9. 誓約書等の提出

奨学生決定の通知を受けた者は、願書記載の第一連帯保証人（本人の父母又はこれに代わる者で独立の生計を営む身元確実な成年者）及び第二連帯保証人（本人と同一生計以外の者で平成30年4月1日における年齢が65歳以下で独立の生計を営む身元確実な成年者）と連署による「誓約書」に、次の①②の書面を添えて提出していただきます。なお、破産中の者は連帯保証人になれません。

- ① 第一・第二連帯保証人の印鑑登録証明書（原本）
- ② 在学証明書

※年齢65歳以下の制限は、第二連帯保証人のみです。（昭和28年4月2日以降生まれの者）

※奨学生に決定した者を対象に、説明会を実施します。（平成30年5月下旬予定）

※誓約書及び①②の添付書類の提出時期については、奨学生採用決定通知時にお知らせします。

10. 奨学生辞退の届出

願書提出後に、奨学生願書記入の大学等に進学しなかった等の理由で奨学生となる資格がなくなったときは、直ちに当協会事務局へその旨を連絡してください。

別表1 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち父母等は、次に示す区分に応じて必要な書類等を添付すること。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかない場合は、当該父又は母
- ③ 父母のいずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計をささえている者
(2人いる場合は2人それぞれ)

区分	必要な証明書类等
1 給与所得又は事業所得がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～同年12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 所得額と市町村民税・県民税の額が分かる所得額課税額証明書の提出が必要
2 年金所得がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は平成29年中に発行された振込額通知書(写し)
3 失業中の場合 (平成28年中は就労していたが、応募時において失業中の場合)	<p>平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】及び次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提出</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 雇用保険を受給している場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 無職・無収入申立書(別紙様式3)
4 収入が著しく減少した場合 (平成28年中は就労していたが、申込までの間に転職した場合、又は定年退職等により年金受給者となった場合など)	<p>平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】及び次の(1)～(3)のいずれかの書類を提出</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 給与所得がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 給与等の収入年間(見込)額証明書(原本)【会社発行】(別紙様式4) (2) 定年退職等により年金受給者となった場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 年金証書(写し) ● 給与等の収入年間(見込)額証明書(原本)【会社発行】(別紙様式4) ・・・平成29年1月以降に給与所得がある場合 (3) (1)(2)以外の場合(事業所得がある場合) <ul style="list-style-type: none"> ● 税理士等第三者の証明がある帳簿の写し(直近3ヶ月の収入金額や必要経費が記載され、所得金額が算出できるもの)
5 1～4以外の場合 (平成28年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～同年12月までの収入額及び所得額を証明するもの)

認定所得金額の算定方法・収入基準額について

奨学生に出願しようとする者は、次のⅠ－Ⅱにより算出される父母等の認定所得金額が、収入基準額以下であること。

Ⅰ 所得金額	－	Ⅱ 特別控除額	=	Ⅲ 認定所得金額	が	Ⅳ 収入基準額	以下
--------	---	---------	---	----------	---	---------	----

(注) 父母等とは、「別表 1 所得に関する証明書等」の(注)書きの父母等と同じです。

Ⅰ 所得金額の算定方法

所得金額とは、父母等の1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。
所得の種類に応じて、以下の方法で計算する。

(1) 給与所得の場合

年間収入金額	所得金額
268 万円以下	0 円
269 万円以上 400 万円以下	収入金額×0.8－214 万円
401 万円以上 780 万円以下	収入金額×0.7－174 万円
781 万円以上	収入金額－408 万円

次の①から⑦は給与所得として扱う。

- | | |
|------------|------|
| ① 俸給、給与、賞与 | ② 賃金 |
| ③ 役員報酬 | ④ 歳費 |
| ⑤ 専従者給与 | ⑥ 年金 |
| ⑦ 扶助費、傷病手当 | |

- 備考
- 1 収入金額及び所得金額は、1万円以下を切り捨てます。
 - 2 給与所得者が2人以上いる場合は、各人毎に計算を行います。
 - 3 同一人で2つ以上の収入源があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計した後で1万円未満を切り捨てて適用します。
 - 4 同一人で2つ以上の収入源があり、給与所得と給与所得以外の場合は、給与所得については上記により計算し、給与所得以外は下記(2)により算出します。

(2) 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に記載された所得額を所得金額とする。

Ⅱ 特別控除額の算定方法

特別控除とは、前記1で計算した所得金額から控除する事を認められた金額をいう。
特別控除額は、次ページの「特別控除額表」による。

【特別控除額表】

区分	特別の事情	特別控除額				必要な書類
世帯を対象とする控除 A	(1) 母子・父子世帯	99 万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1 人につき)	小学校	31 万円			
		中学校	46 万円			
	高等学校			自宅通学	自宅外通学	
		国公立	39 万円	69 万円		
	高等専門学校 1～3 年次	私立	88 万円	118 万円		
		国公立	39 万円	69 万円		
	高等専門学校 4～5 年次	私立	88 万円	118 万円		
		国公立	43 万円	72 万円		
	大学	私立	87 万円	116 万円		
		国公立	74 万円	121 万円		
	専修学校	高等課程	私立	133 万円	180 万円	
			国公立	39 万円	69 万円	
		専門課程	私立	88 万円	118 万円	
国公立			36 万円	81 万円		
		私立	102 万円	147 万円		
		国公立	102 万円	147 万円		
(3) 障害者のいる世帯	障害者(1 級又は 2 級) 1 人につき 99 万円				障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)	
(4) 長期療養(6 か月以上)者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				医師等の診断証明書、別紙様式 1 及び領収書の写し	
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	71 万円				別紙様式 2 及び公共料金請求書・領収書等の写し	
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				り災証明書の写し、及び被害額及び 1 年間の支出増となる額(保険等で補てんされた額を除く)を証する書面の写し	
本人を対象とする控除 B	専修学校・短期大学・大学 : 74 万円					

(注 1) A 欄の(2)「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めません。

(注 2) A 欄の控除については、該当する項目が 2 つ以上ある場合は、これの特別控除を併せて控除することができます。

(注 3) A 欄の(2)「就学者のいる世帯」の「大学」には短期大学・大学院を含みます。

(注 4) A 欄の(5)は、離婚前の別居(不仲による別居を含む。)は、控除の対象とはなりません。

(注 5) A 欄の(3)・(4)・(5)及び(6)に該当する世帯は、申立書及びそれを証する書類(写し)を添付してください。

Ⅲ 認定所得金額の算定方法

前記Ⅰの所得金額から前記Ⅱの特別控除額を控除した金額(1万円未満切り捨て)を認定所得金額とする。

Ⅳ 収入基準額

収入基準額は下記「収入基準額表」の世帯人員(申込者本人を含む。)に対応する額とする。前記Ⅲで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、家計基準を満たしていることとなります。

【収入基準額表】

世帯人員区分	収入基準額 (万円)
1人	139
2人	198
3人	212
4人	229

世帯人員区分	収入基準額 (万円)
5人	239
6人	250
7人	262

Ⅴ 所得に関する証明書

「別表1 所得に関する証明書等」と同じ。

学生寮(土佐寮)の紹介

当協会では、東京都又はその近郊の大学(院)に進学される男子学生のために、東京都三鷹市で学生寮を運営しています。

- 1 対象は高知県に在住する方の子弟となっています。
- 2 総室数は68室あり、全室個室でエアコン完備、無線LANが使用できます。トレーニング室や情報処理室(パソコン室)などもあります。
- 3 食堂では、専属の調理人が朝夕の食事を用意します。
- 4 寮の場所は、JR吉祥寺駅下車徒歩20分、桜で有名な井の頭公園のすぐ近くです。
- 5 寮費は、食費・光熱水費込で月額58,900円と割安です。
- 6 寮生は、皆高知県出身の学生ですので、初めての一人暮らしでも安心です。

詳細については「土佐育英協会」のホームページを見ていただくか、協会事務局にご相談ください。 TEL 088-873-8956

ホームページは表紙のQRコードを使って携帯端末から見ることもできます。



土佐寮の位置図

公益財団法人 土佐育英協会

〒780-0870

高知市本町4丁目1番49号
高知県文教会館2階

電話 088-873-8956

ホームページ <http://www.tosaikuei.jp>

